

平成27年度 第2回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成28年2月16日（火）
午後3時30分～午後4時40分
会 場 長野合同庁舎 501会議室

1 開会

○小池課長補佐兼文化財係長

ただ今から、平成27年度第2回文化財保護審議会を開会いたします。

2 高橋課長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

開会にあたり長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長の高橋功よりごあいさつを申し上げます。

○高橋課長

審議会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。午前中からお昼を挟んで今しがたまで、本日の審議会に向けた各部会での熱心なご議論をありがとうございました。各部会の検討を踏まえて、本日は、県宝の指定について3件の答申に向けてのご審議、また新たな県宝の指定に向けての5件の諮問について、審議会でご議論いただきますが、活発なご議論をよろしくお願いしたいと思います。

議論に入る前に、前回の審議会以降の国等の文化財の指定の状況だけご紹介いたしますが、資料の5ページの方もご覧いただきながらお願いいたします。資料の5ページに今年度の国の指定等の一覧をまとめさせていただきましたが、中段にあります重要文化財に富士見町の坂上遺跡出土の土偶が重要文化財に指定されたのが非常に大きな話題となっております。

この土偶につきましては、お手元にお配りしました「黒曜石ガイドブック」の25ページに写真入りでご紹介しておりますが、ご承知のように2体の国宝土偶に次ぐ指定ということになりました。

また、重要文化財では、この5ページの資料には入っていませんが、先週の9日に、諏訪大社関連で15の構造物が追加指定されたということで、この4月から5月にかけて御柱祭を迎える諏訪大社でも、非常に多くの建物が重要文化財の追加指定となっております。

その他、史跡の追加指定、登録有形文化財につきましては、表のとおりとなっております。

諏訪大社の指定等に見られますように、今年は御柱の年ということで、昨年の善光寺の御開帳に続いて大きな文化財にちなむ行事ということで大変多くのお客様を県内外からお迎えすることになる訳ですが、最近は、文化財の保護という側面に加えて、文化財を活用した地域振興、地域おこし、観光振興につなげようということで、市町村がかなりそういった視点で力を入れているところでございます。

ご承知のように、この1月から大河ドラマ真田丸ということで、上田市、長野市の松代を中心として大変多くのお客様をお迎えしておりますし、3月には飯田のお練り祭りがあつたりということで、長野県で比較的文化財にちなんだイベントが続く年となつておりまして、私も2月に県の市長会に呼ばれて、県の文化財保護行政はちつとも力が入っていないということでお叱りをいただいたところでございますが、具体的にはもっとしっかり補助金を確保しろということでしたが、明日から県議会が開催される訳ですが、今まで文化財の保護の補助金が6千万円だったものを、まだ十分とは言えないまでも、8千万円で2千万円くらい多い形で議会に提案することができました。これでもまだ要望をかなり下回つておりまして、十分ではないのですが、少しずつでもきちんとした保護対策がとれるように、私たちも力を入れて行きたいと思つております。

こういった文化財の指定だけでなく、文化財の保護にあたりまして、先生方から日頃技術的なご指導・ご助言をいただいております、誠に感謝申し上げますところでありまして、引き続きよろしく願いいたします。

審議会の開会にあたりまして、簡単ではございますが、ごあいさつに替えさせていただきます。

3 井原会長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会の井原今朝男会長から、ごあいさつをお願いいたします。

○井原会長

これから審議会に入る訳ですが、私の方から一点、お願いをしておきたいと思つています。今、課長の方からもお話がありましたように、文化財の活用と文化財指定の項目の範囲が全国的に広がりつつあり、特に歴史的重要文化的景観、景観論で文化財の中に景観が入つてきている。その指定がかなり進んできております。さらに最近では、国土交通省、経済産業省と横のつながりで、歴史的風致の取組が始まっています。

こういうことから、指定の理由についての個別の条件と言うのがどこにあるのかルーズになりつつあるという問題が一方では存在してござ

す。この文化財保護審議会は、国の場合と同じでそれぞれ独立している訳ですが、当県の場合は、お手元の55ページにあるように、指定に関する基準というものがきちん決まっております。従いまして、この基準に則したものでないと、あげることができません。従って、今問題となっております文化的景観や歴史的風致等々、あるいは日本遺産の認定とは一線を画しているのが、この審議会でございます。従いまして、極力この指定基準に沿った形で議論ができますように、先生方の御理解をいただいで進めていきたいと思っておりますので、何卒ご協力をお願いいたします。簡単ですがあいさつに替えさせていただきます。

○小池課長補佐兼文化財係長
ありがとうございました。

4 会議について

○小池課長補佐兼文化財係長

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨が、長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので、井原会長をお願いいたします。

○井原会長

それでは私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますようご協力をお願いします。

それでははじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。松崎憲三委員さん、吉村稔子委員さんをお願いします。

それでは次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところでございます。本日もこれを許可したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

はい、ありがとうございます。では、傍聴者による会議の撮影、録音について、これを許可します。

5 答申文化財の審議

○井原会長

では、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思

います。

審議の議案に沿って進めたいと思います。六地藏石幢についてのご審議をお願いします。

この関係につきましては、私から説明をいたします。

お手元の10ページにございます。資料の方は、14、15、16、17ページが画像データで、寸法が19ページにございます。18ページ、19ページをご覧いただくと一番よく分かると思いますが、これは有形の文化財で六地藏石幢の名前で指定をしたいということです。

特に、ご覧になって一目で分かると思いますが、完形でほとんど宝珠の頭の部分が少し欠けているだけでございます。14ページに欠けた部分の宝珠がございしますが、露盤とくびれの部分と宝珠がきちんときれいになって、それ以外は全て完形でございます。これは非常に珍しいことで、この六地藏石幢につきましては埼玉県が一番多く64基ありますが、こういう完形のものはありません。群馬県でも78基ございしますが、完形のものはありません。特に石幢の幢身の部分が六角形になったままです。普通これは省略されて円幢になって変わってくるのですが、そのほとんどが他県では円幢になっているのですが、これは六角形で原型に近い形になっています。ここから、美術工芸品的な意味においても極めて貴重な石造文化財の優品事例であると言われます。

それから龕部の彫刻像についてですが、これが六地藏であるのか六仏であるのか、なかなか見分けが大変ですが、17ページのところにきちんとして錫杖が持っていることが分かります。それから11ページの一行目のところ、第三仏は、両手を折り曲げた合唱印の唱の字が違っておられますので、掌に直してください。ということで、画像に一部破損はありますが、ほぼ完形でございまして、後ほど言いますが、明徳の年号がありますので、明徳年間における六地藏の造形の基準形態として理解することができます。今のところ、六仏から六地藏に何年位から変化したのか分かっておりませんので、非常に基準資料として貴重であることが分かります。

特に本資料の特徴は、六面のうち一面にかなり金石文が書かれているのですが、読むことが非常にできません。15ページにその拓本がございまして、明徳二二年の字はきちんとして読めるのですが、非常に他の字は読みづらい。年の横に「逆修」の字が読めるか読めないか分かる程度でございます。ただ、中央部の紀年銘が明徳四年八月十三日と判読できることは間違いございません。あと「逆修源道禅門」と解読できる可能性もあり、これは今後の検討課題とせざるを得ないとしておきました。

逆修の読みがこの時期に多く、生前中に仏事を営んだということになります。非常にそういう意味でも、生前に死後の冥福を祈る歴史資料としても、そうだとすると県内唯一のものになります。従って、歴史学習資料として極めて貴重で、類例のない歴史資料の可能性をもっており、

可能性というのは逆修の読みですが、どうして可能性にしておくかということですが、今データ処理の技術が進んでいて、パソコンでデータ処理すると読める可能性が出てくるそうです。従って、このところは今のところ、可能性にしてあります。

次の12ページですが、類例は五例ございます。佐久市の新海神社のものが一番古い1358年、他は室町時代になります。三番目の佐久市臼田の十日町石幢が永享十二年で国の重要文化財になっております。長野県で全国的に早い時期の調査で、国学院の調査で指定が決まったものでございます。①、③、④につきましては、これまで斎藤さんの全国的な六地藏塔の調査の中で載っています。従いまして、これらのものと比べて、明德のものは、時代的には二番目に古い、南北朝としては二件目ということになります。

指定理由ですが、特に意匠上、技術上、歴史上、学術上、流派上いずれにも該当し、顕著なものとなります。指定理由は、造形技術も意匠も優秀であり、石造美術品として貴重であることが一つ。二番目が、県内資料として二番目に古いもので、明德四年八月十三日のとしては、早い時期の調査で、国学院の調査で紀年銘が確認でき、南北朝期の時代の逸品として特定することができる。

重要文化財の方と比べますと、重要文化財の方は永享十二年で、非常に室町時代の様式を持っている。こちらはそれに比べて南北朝期の時代的特質を備えていることが特徴です。各時代の遺品うち特に制作優秀と言えるのは、六地藏石幢の基準資料になりうるものであるということです。これは長野県の場合は、面的な調査が六地藏についてないですが、埼玉県、群馬県、山梨県は面的な調査が行われているので件数が多いのですが、これだけ優秀なものは今のところ見つかっておりません。従って、その部分が非常に重要で六地藏石幢の基準資料になるということです。

もし銘文の残画部分から逆修の文字が解読できる可能性をもっており、今後の調査で解読できれば、生前に六地藏信仰による仏事を修して死後の冥福を祈る仏教行事を行ったことになるということが重要です。ご存じのとおり、お地藏さんは地獄に落ちた人を救ってくれるのがお地藏さんです。ですから生きてる内にお地藏さんに頼むということはありません。ですから、阿弥陀仏とお地藏さんは一緒にならないと理解されているのです。ところが最近、神奈川県と群馬県で阿弥陀仏とお地藏さんが一緒のものが見つかってきたのです。これが生前逆修だと、それに当たる一例になる。従って、県内の仏教儀礼の研究の上で、学術研究上の素材として極めて重要な資料になりうるものであるということで、県宝指定に十分該当するということで指定に上げました。以上が、調査報告からの説明でございます。

では、今の説明につきまして質疑がありましたら、発言をお願いします。

○笹澤委員

今のご説明で当文化財が貴重であることは理解できました。貴重であればある程、私ども考古学をやっているならば、これを実測図として残して、他と比較する場合に図面で比較するというのも有力な方法で、最近、関西地方では多く行われてきております。従いまして、できればそういう形にさせていただいて、事務局をお願いして高山村の方に伝えてもらえれば、非常に大きいので写真でも実測でも出来ますので、そのようにさせていただきたい要望でございます。

○井原会長

ありがとうございます。確かに考古物件ですと測量図をちゃんととりませんが、私たちの方では拓本はとりますが測量図はとりませんので、事務局の方で善処よろしく願いいたします。他にありますか。

よろしいですか。それでは、長野県宝に指定することが適当である旨答申することに決定します。ありがとうございます。

○井原会長

では、続きまして木造阿弥陀如来坐像についてご審議をお願いします。この案件につきましては、担当の熊田委員から説明をお願いします。

○熊田委員

柏心寺の木造阿弥陀如来坐像でございますが、24ページまでで、全体の写真が25ページ、次のページに柏心寺の位置図があります。今、そちらの画面にスライドで映させていただきます。

木造割矧造、漆箔、玉眼嵌入、像高が52.0cm、平成5年に飯田市の指定有形文化財になっております。鎌倉時代13世紀前半の制作とみられます。

まず伝来・由緒でございますが、率直に申し上げて史料が何もございません。お寺で創建以来の本尊として伝えられる以外は、あまり手掛かりはございません。お寺に関しましては、柏心寺は上伊那の宮田村にあります白心寺から分立しまして、元龜二年（1571年）から慶長二年（1597年）頃に分かれて現在地に移ったというくらいのことが、お寺の縁起で伝えられるだけです。なぜ移ったのかもよく分かりませんが、この地域が武田信玄から信長、そして一時徳川が入りまして、やがて羽柴秀吉という形で転々と統治者が変わっている時期でありまして、最終的に秀吉の下で毛利秀頼が戻ってまいりまして、娘婿の京極高知が飯田のまちづ

くりをする時期の開創ということになります。位置的に見ても飯田城のある外苑を寺町が占めておりまして、その一角にありますので、まちづくりの一環の中でできたと、分立にもそういう統治者の交替が関わっているのではないかと推測されるということでもあります。お寺の資料にもご本尊についてはあまり出てきませんで、19世紀の半ばにも天蓋が寄進されたということが出てくるくらいでございます。

部会の中で訂正が出ましたので、22ページの8行目「比較的小像であることから、むしろ開創に際して畿内や三河等の由緒ある他寺より齎されたとみるほうが相応しいであろう」は、「齎された可能性もある」という程度に直させていただきます。

そういうことで、お寺の開創よりもご本尊は350年ほども古いものがございますので、元の寺から移されたか、あるいは、三州街道沿いにあるお寺でございますし、文化的にも非常に近い三河あたりから入ってきた可能性もありますということでもあります。

お像に入ります。第一指と第二指を捻ずる来迎印と言われる印を結んでいる阿弥陀如来坐像で、像高52cmというのは立つと三尺立像になるという大きさであります。この時代の阿弥陀如来像ですと、立像が流行するのですが、坐っている形の三尺阿弥陀坐像ということで、天台系の息のかかったお像だということが推測されます。

現状後補ですが肉髻朱を表します。玉眼でございます。三道相をあらわします。写真を見ていただくと分かりますが、頭の「髮際」と言う額の髪の生え際の正面真ん中が少し弛んだ形になっている鎌倉時代に流行る形につくられております。

一番特徴的なのは、さりげなく表されているので見過ごされそうですが、その着衣法です。まず內衣を着ました線が胸の前に現れています。次に衲衣を表して、衲衣と重なっている下の層を胸の前から引っ張り出しまして、向かって左手の脇のあたりに重なった襷を作っています。それから、組んでいる足元のところにやや三角状の弛みを作っています。これらの特徴は実は興福寺の北円堂の弥勒仏坐像の形に倣っております。內衣を表すというのは古い像にはよくあるのですが、一時途絶えまして、鎌倉時代の復古的傾向でこういう像が現れてきます。本像は3つの要素を模している点で、北円堂に倣ったお像ということができるとおもいます。

材質は檜とみられる針葉樹材の割矧造で、頭と体は豎一材で割矧いで内割をして割首をして仕上げしております。これに両肩側面材や腕の材を矧いでおります。大変簡明な構造で小像である訳ですが、珍しく肉髻の上半分に別材を矧付けており、これも興福寺北円堂が別材を矧付けているのと同様関係あるかと思えます。表面は、矧目に一部布貼りをし、錆下地して、漆箔で仕上げられておりますが、現状の漆箔は後補であります。大変

保存の良いお像でありまして、指先に多少補修があるのと裳先に補修がある以外は、大規模な改修はみられません。着衣法の特徴と肉髻の上半を矧ぐというような構造の特徴は、佐賀・東妙寺の釈迦如来坐像、熊本・明導寺阿弥陀如来坐像、滋賀の安養寺薬師如来坐像、高知の雪溪寺薬師如来坐像—いずれも13世紀の慶派周辺と考えられているお像ですが—こういうお像と共通しております。特にこの中で3点とも共通しているのが東妙寺像で、一番北円堂に似ておりますが、これに匹敵するのが柏心寺の阿弥陀如来坐像であります。したがって13世紀慶派の作例と考えてよいと思われまます。なかでも特にこのお像は、中央の髪際の弛みが少し控えめであります。

今見ていただいているのが東妙寺のお像ですが湛慶周辺の作ではないかと言われております。しかし湛慶の基準の如来坐像というものはまだ未確認でありまして（候補作はいくつかございますが）、この点で作者の比定については後考を俟つことにしたいと思います。いずれにしても柏心寺像は、慶派直系の本流・正統派の作風を受け継ぐ阿弥陀如来坐像で、特に髪際の弛みが極めて少ないのと、お顔が割と丸顔で若々しい、また衣文が比較的簡素でやや古風な作風を示しておりますので、13世紀の前半には収まる制作と思えます。慶派正統の作風を継ぐ阿弥陀如来坐像として非常に重要なお像であるとともに、北円堂弥勒仏像の影響を示す作例として彫刻史上注目すべきものであると思われまます。

県宝としての指定基準では、絵画及び彫刻の歴史上特に意義のある資料となるもの、題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特性を示すものに相当するかと思えます。

指定理由は、本像は、鎌倉時代、13世紀に遡る制作とみられる慶派正統の作風を継ぐ阿弥陀如来坐像であり、その着衣形式に興福寺北円堂弥勒仏像に倣ったとみられる顕著な特徴を示す比較的早い作例として、彫刻史上貴重である。造立当初の状況は詳らかではないが、飯田の古刹に近世の開創以来、本尊として伝えられ、当地域の仏像受容の水準や趣向を明示する存在でもあることから、県宝にふさわしいと考えられます。以上でございます。

○井原会長

ありがとうございました。

今、ご説明がございましたように、長野県は鎌倉時代、院派の時代で慶派のものは全て指定し終えたと言われていた中での、新しい指定理由でございます。ここ10年程、関東でたくさん運慶関係のものが出てきた波が長野県内にも及んできたということで感慨ひとしおですが、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○熊田委員

補足させていただきます。今映っておりますのは、一昨年愛知県指定になりました岡崎の称名寺の阿弥陀如来坐像で、湛慶ではないかというご意見も随分あるお像であります。銘文等はありませんが、間違いなく運慶直系の作風で、岡崎は慶派の息が強い地域ですが、非常に雰囲気がよく似ているお像です。大きさが随分違うにもかかわらず、一見してよく似た雰囲気をもっております。

○井原会長

ありがとうございます。長野県内の歴史の分析に非常に大きな影響を与えることになると思います。

それでは、本件を長野県宝に指定するのが適当である旨答申したいと思います。ご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。

では、続きまして木造馬頭観音菩薩坐像についてのご審議をお願いします。移らせていただきます。この案件につきましても、担当の熊田委員から説明をお願いします。

○熊田委員

小菅神社の木造馬頭観音菩薩坐像（伝・旧加耶吉利堂本尊）でございます。木造、一木割刳造、現状素地、像高34.5cm、平成9年に飯山市の指定有形文化財になっております。平安後期12世紀前半の制作とみてよいかと思います。

最初に部会の中で訂正になったところを説明します。28ページの下から12行目、「上杉影虎（謙信）」は「長尾景虎」の方がこの時点では適当というご指摘を受けました。次の30ページの「註2」はすべて削除させていただきます。今のお寺が真言宗になっておりますので、いつの時点から真言になったのかを付け加えたものですが、間違っていまして、時期についてはまだよく分からないということで削除させていただきたいと思います。同じ30ページの下から10行目で、「岩座に倚坐する」は、「岩に坐する」と直していただければと思います。同じ並びで33ページの指定理由の4行目「岩座に腰掛けた倚坐姿」というのを「岩に腰掛けた坐姿」ということで訂正をお願いします。

伝来・由緒は、小菅山麓の小菅神社は、明治の神仏分離までは小菅山

元隆寺という神仏習合の修験のお寺でございました。戸隠や飯綱と並ぶ三大修験場として、14世紀から16世紀初めに栄えた大きな山岳寺院でありまして、明治の神仏分離で小菅神社となっておりますが、その後度々回禄が出まして資料があまり残っておりませんので、お像についての文書資料も近世できた縁起以外にあまり多くはございません。縁起も、どのように信仰されてきたかということの一つの証でもありますのでご紹介させていただきますと、そもそも元隆寺が、小菅山が開かれた最初の因縁が馬頭観音の示現、役行者がそれに会って山が開かれたという伝説が作られておりまして、そこに7か所の山の霊神を合わせて祀り、行基の時代に馬頭観音をはじめ八所権現本地の尊像を彫刻し、「加耶吉利堂」というのは「ハヤグリーヴァ」という馬頭観音を意味する音写からきた「加耶吉利堂」という名前ですが、それを構えて安置した。つまり馬頭観音信仰に始まるのが小菅山だと縁起は言っている訳であります。平安時代に、本宮と加耶吉利堂が再建され、さらに元隆寺が建立されたというようなことが書かれております。

我が国で馬頭観音が確認されたのは、天平の写経、737年の書写の經典などに名前が出てきますし、西大寺資財流記帳という780年の資料に西大寺の薬師金堂条に高六尺の像があったと記されていますのでそれ以降です。したがって役行者の時代にはちょっと難しいと思いますし、馬頭観音像を単独で祀るような經典、「八字文殊軌」や「八大明王像一卷」、そういうものが平安時代に入って円仁により齎されていますので、実際はだいぶ後だと考えた方がいいかと思われまます。

ちなみに明治時代までは新義真言宗の元隆寺であったのですが、真言になったのはいつからかはっきりしません。元々は山岳寺院の特徴として、天台も真言もなく出発して、かなり天台色の強い時期もあったと考えられます。

次に、加耶吉利堂の本尊と伝えられておりますのは、今は観音堂という加耶吉利堂の後身が境内にございまして、そこに今も残っている龕、もともとはこのお像が祀られていた訳ですが、そこに後世の江戸時代も18世紀後半になってからの銘であります「加耶吉利堂本尊」とあります。お像の光背、これは宝暦11年（1762年）の御開帳、秘仏公開があった時に作られた光背ですが、そこにも「弘法大師作」とあり、秘仏であったものが公開されたという訳です。それから「観音由来」という資料が残っておりまして、加耶吉利堂の本尊ということが伝わっております。加耶吉利堂そのものは、小菅山の草創にかかわるお堂だと思われまます、歴史的にみますと建立場所がかなり転々としております。最終的には永禄四年（1561年）に奥社と里宮を残して全山焼亡する訳ですが、この時に加耶吉利堂も失われたと考えられておりまして、長くその後再建されずに享保十四年（1729年）になりまして今の加耶吉利堂が建てられ、そ

このお堂の龕等に加耶吉利堂本尊という銘が書かれるに至ります。このお像のほうは永禄四年の火事の時には焼け残ったようで、「観音由来」という資料によりますと、かつて奥院内陣に安置されて著しく朽損したと出ておりまして、観音堂が再建されて以後はそちらに移されます。現在、本像は観音堂ではなく別の収蔵庫にお祀りされています。

30ページの「種類・形状・品質構造・制作年代」に入っていきますが、大変傷みが激しく背中の中半分が失われており、手先も足先も失われているお像で、美術工芸品としてはかなりぎりぎりの物だと思えますが、幸いにお顔、体、足の非常に重要な部分が残っておりまして、忿怒相を伺うことができます。馬頭観音の馬の標幟は残っておりません。しかし、大きな二等辺三角形の痕跡が頭の上に残っておりまして、まず馬頭観音であったことは間違いないと思えます。背面が失われておりますので、今は手が二本しかありませんが、柄（ホゾ）が片方の側に2つありますので、元々は三面六臂であったとみられ、失われている背面にも手があったら三面八臂の可能性もありますが、現状では三面六臂としておきたいと思えます。

忿怒相で倚坐の馬頭観音像です。忿怒ですから炎髪で、後頭部はかなり省略されております。額に一眼をあらわしまして三眼、瞋目であります。開口しており、上歯の両端から牙を上出し、上下の歯列を表しますが、小さい歯並びを丁寧に彫り出しておりまして、大変彫技は優れています。脇面は閉口しておりまして、優れた表情を彫り出しております。

手先は失われており、足先も失われておりますが、図像から両足首を揃えて足先を逆さのハの字に開いて岩座に腰掛けていた図像ということが分かります。

30ページの馬頭観音についての項ですが、密教の変化観音でありまして、観音では珍しく忿怒の表情をとります。ですから馬頭明王と言われることもありまして、忿怒の相で馬の威力でもって様々な災難を退ける、特に円仁さんは、東北方の鎮守にしておりまして、馬頭を戴くところから六道中の畜生道の司神ともされております。いろいろな図像がありますが、必ずしも経典にのっとらない図像も少なくありません。そういうものも彫刻として作られております。古い例では奈良の大安寺の馬頭観音像が8世紀末から9世紀初め、指定名称は千手となっておりますが、表1にあげておりますのが世に知られた現存作例であります。

小菅山に伝わるお前立の像がありまして、失われた部分の参考になるのではないかと調べましたが、脚の形が全然違います。また二臂であったり八臂であったり、あまり正確に写したお像ではなく、これを手掛かりに三面八臂とは言えません。それから脚の形ですが、馬頭観音は資料のア、イ、ウのような脚の形、平たい脚の形が比較的多いのです。35ページにいくつかの図像を例示しておりますが、こういうものが参考にな

った図像ではないかと思われます。大変違うところは脚の角度がいずれの図も、腰を据えた面と脚の置かれた面とだいたい同平面で描かれていて、膝を強く曲げております。なかなか難しい姿勢だと思うのですが、この小菅神社のお像は、横から写した写真を見ていただくと、腰掛けている形です。それに合わせて脚の角度も立っている感じに近くなっておりまして、下には蓮華座があったでしょうから倚坐とは言えませんが、岩に腰掛けたポーズに近いものです。ここにあげましたいろいろな馬頭観音像には、どれ一つとしてこれと同じポーズのものはないのでありまして、大変ポーズとして珍しいポーズに表されている。決してあるべき形に彫れなかったからそうしたというものではなく、なかなか見事な彫技ですので、意識的に作ったポーズであろうと判断します。

材質は広葉樹材でカツラ又はホオと考えるとよいと思います。割矧造です。今まで一木で中の内割りは後補ではないかと言われていたのですが、今回の調査で放射状の干割れの中心が頭のとっぺんにありまして、頭の部分には芯が込められており、その芯を取るために背中から背割りを入れています。普通ですと頭と別々に割りを入れますが、小さいお像ですから、後ろの方は背割りをちょっと入れるくらいで済ませたということ、一木造りから割矧造りに移る過渡的なものであると考えるとよいと思います。ですから、内割りは当初からのもので、一部後補で整形したところは認められますが、芯をもった霊木を用いつつ、干割れを防ぐために背面の首の付け根で割矧いで内割りしたと考えるとよいと思います。そういう技法上の特徴と造形上の特徴が全体的に一致いたします。衣文の彫り口は大変浅く、お顔も忿怒相ですけれども穏やかで、都ぶりの作風でありまして、和様化を経た作例と考えるとよいと思います。しかしながら、まだ頭部がやや大きいこと、目鼻を中心に集めたお顔立ちであるということ、やわらかな触覚感、量感を残す体軀などの古様な点を鑑みますと、12世紀でも半ばを降るものではないと考えるとよいと思います。

国の重要文化財で木造の馬頭観音像は（大安寺像と高瀬の石仏を除き）7件に限られておりまして、うち平安時代に遡るものは国指定では3件です。この頃、県や市の指定でも随分古いものがみつかっておりますが、それでも平安のものはあまり多くありません。本像は12世紀前半に遡る馬頭観音像、しかも腰掛ける形姿という類例の少ない姿であり、あるいは縁起にみられる本地仏として示現した姿と言われるイメージが念頭にあったことも考えられます。

以上、非常に朽損が大きいながらも、姿や面貌の特徴、行き届いた彫技というものを十分うかがうことができる像です。しかも、小菅山という所は『吾妻鏡』で既に「常盤牧」という牧が山の向かいにあったことが知られており、駒の産地としても土地の水分信仰の源淵としても非常に重要な場所でありまますので、その地の馬頭観音信仰がそうした営みと

どう関わるかということをも解明する上でも、12世紀に遡る本像の資料的価値は非常に高いと思います。

指定基準は、「絵画及び彫刻」の「歴史上特に意義のある資料となるもの」、「題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの」ということでもあります。指定理由は、平安後期12世紀前半に制作されたとみられる馬頭観音坐像で、一木割刳造、現状素地。背面部材や真手・脇手のほとんどを失うが、痕跡からもとは三面三眼六臂ないし八臂であったとみられる。正面で踵を地につけて足裏を前に向けて撥ねる「八字文殊軌」系の図像であるが、岩に腰掛けた坐姿であらわされる点で同系他像とも異なる稀有な形姿の作例として、彫刻史的意義が高い。一木造から完全な割刳造への過渡的な構造技法によっており、穏やかで浅く柔らかな藤原和様のなかにも頭部の大きい、やや寸つまりの体系や面貌の精緻な彫り口に古様を残す。修験の霊場・小菅山における現存最古の馬頭観音像であり、寺伝にみる馬頭観音信仰が平安後期に遡りうることの証左となるとともに、当地の「牧」文化や水分信仰と馬頭観音信仰との関わりを考えるうえで重要な作例であり、県宝にふさわしいと考えられる。以上でございます。

○井原会長

ありがとうございました。今のご説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

○井原会長

飯山市の小菅総合調査報告書が載っていますが、報告書の見解とはかなり違う見解が出ています。一木造で廻国の修行僧の作というのが市の見解です。今日ご説明がありましたのは、都ぶりの作風で一木造から割刳造への過渡期の造形をもっているということで、しかも12世紀半ばを降ることがないということですので、基準史料として国境の関山神社とのつながりも出てきて、去年から国宝指定で発掘調査が進んでおりますが、それとの関連が濃厚になってきたということだと思います。

事務局の方でも市との見解の違いを理解して公開していただけるようご配慮をしていただけてください。他にご質問・ご意見ございますか。

よろしいですか。それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。

では、県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

続きまして、お手元の方に今の指定物件3件についての答申書をお配りいたします。

では、ただ今配布されました答申案についてご覧いただいて、ご意見をお願いしたいと思います。

○井原会長

よろしいですか。では、本案を答申書として決定いたします。答申は教育長が来てから後ほど行います。

6 諮問文化財の審議

○井原会長

では、次に新たな諮問を受けたいと思います。

○高橋課長

【諮問書手交】

長野県宝等の指定について（諮問）下記の文化財を長野県宝、長野県有形民俗文化財及び長野県無形民俗文化財に指定したいので、文化財保護条例第4条第3項及び第25条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記1、長野県宝に指定する文化財 小菅神社護摩堂1棟、講堂1棟、仁王門1棟、いずれも所在地が飯山市大字瑞穂になります。所有者が護摩堂、仁王門につきましては宗教法人小菅神社、講堂につきましては飯山市小菅区となっております。

2、長野県有形民俗文化財に指定する文化財、信濃町の野鍛冶住宅（旧中村家）及び野鍛冶資料、住宅1棟、野鍛冶資料733点になります。所在地は上水内郡信濃町大字柏原、所有者は住宅につきましては長野市にお住いの中村公知さん、野鍛冶資料につきましては信濃町となっております。

3、長野県無形民俗文化財に指定する文化財、犀川神社の杜煙火、所在地は長野市大字安茂里となっております。保存団体は犀川神社の杜煙火保存会となっております。よろしく申し上げます。

《高橋課長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長

では、お手元の資料に沿いまして、諮問案件の説明を受けたいと思い

ます。事務局からお願いします。

○高橋文化財・生涯学習課長

それでは、諮問書について、お配りしました諮問書及び資料をご覧いただきながらお願いしたいと思います。それぞれ担当からご説明申し上げます。

○中村指導主事

まず、長野県宝の指定を諮問する「小菅神社護摩堂、講堂、仁王門」の3件について、ご説明申し上げます。資料の46ページにございます「位置図」をご覧ください。

諮問予定物件が位置する飯山市の小菅地区は、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」として、平成27年1月に国の重要文化的景観に選定されております。資料の赤線で囲った部分が選定範囲となっております。

資料の47ページは拡大図となっております。小菅神社の参道に沿って、仁王門、講堂、護摩堂が図のとおり位置しております。また、小菅地区には、国の重要文化財の「小菅神社奥社本殿」をはじめ、記載のとおり国・県指定の文化財がございます。

「小菅神社護摩堂」ですが、資料の40ページ、41ページをご覧ください。「名称・員数」や「所在地」等は記載のとおりです。「概況と特色」ですが、本物件は、小菅神社参道入口の三の鳥居の脇に位置し、江戸時代中期の寛延3年（1750年）に建造されたと伝えられております。

建物は、間口7間、奥行5間の大型寄棟造であり、建物を支える円柱は豪壮かつ美観をみせております。内部の組物や彫刻は精巧な造りとなっております。技術の高さが認められます。

護摩祈祷の建築様式をもち、床や天井には護摩を炊いた痕跡を確認することができます。現在も小菅神社の例大祭として3年に一度行われる柱松行事では、護摩炊き等の神事を行い、柱松行列の発着点となっております。

「諮問理由」でございますが、古来より護摩炊きを行い現在もその歴史を受け継ぐ、人々の信仰の厚い建造物であるとともに、明治初期の廃仏毀釈を逃れ、神仏習合の修験道の営みをよく残す文化財として貴重でございます。

続きまして、「小菅神社講堂」ですが、資料の42ページ、43ページをご覧ください。「名称・員数」や「所在地」等は記載のとおりです。

「概況と特色」ですが、本物件は、もともと小菅山元隆寺に属する建造物であり、室町時代の永禄9年（1566年）の「元隆寺の図」に既に描かれており、現存する講堂は、江戸時代中期の寛保元年（1741年）に再

建されたと言われております。

建物は、間口・奥行きともに5間の寄棟造となっており、建物内には再建当初の彫刻や彩色、絵画がよく残されております。また、講堂前広場は、柱松神事が行われる場所でもあります。

「諮問理由」でございますが、県内では稀有な五間堂として歴史上重要であり、また護摩堂と同様に、廃仏毀釈を逃れ神仏習合の姿を示す文化財として貴重でございます。

続きまして、「小菅神社仁王門」ですが、資料の44ページ、45ページをご覧ください。「名称・員数」、「所在地」等は記載のとおりです。

「概況と特色」ですが、本物件は、小菅修験道内の二之鳥居を過ぎ、参道をしばらく登った集落の入口に位置し、江戸時代前期の天和3年（1683年）には建立されていたと言われております。

建物は、間口3間・奥行き2間の入母屋造となっており、内部には一対の金剛力士像が安置されております。本来の参道は仁王門を通っており、かつて人々は仁王門をくぐって往来し、金剛力士像に病氣平癒や健康を祈願したと言われており、悪霊退散・悪疫防御の建物として大切に保存されてきております。

「諮問理由」でございますが、護摩堂、講堂同様に廃仏毀釈を逃れて遺されており、修験道の空間構成をそのまま残す県内では唯一の遺構であり、庶民の悪霊退散の願いを受け止めた様子を顕著に示す文化財として貴重でございます。

○阿部主査

それでは、続きまして、長野県有形民俗文化財の指定を諮問する「信濃町の野鍛冶住宅（旧中村家）及び野鍛冶資料」をご説明申し上げます。

まず、資料の48ページをご覧ください。49ページから50ページに写真、51ページに位置図がございますので、ご参照ください。「名称・員数」、「所在地」等は記載のとおりです。

「概況と特色」ですが、信州打刃物は、戦国時代にその技術が伝えられ、江戸期以降、信濃町柏原地区や古間地区を中心に信濃町は信州釜の産地として栄えました。野鍛冶住宅（旧中村家）は、茅葺屋根、寄棟造りの民家であり、母屋内の土間部分全体が野鍛冶の作業場であり、当時の鍛冶場の様子をそのまま遺しております。また、野鍛冶作業に使われた鑿、やすりなどの道具など、733点の野鍛冶資料が中村家から信濃町に寄贈され、そのまま残されております。

「諮問理由」でございますが、本物件は、現存する民家に野鍛冶作業場が当時のまま残り、信州鎌等の製作に必要な鍛冶道具も全て残っており、野鍛冶の全体像を知り得る文化財として貴重でございます。

参考としまして「信州鎌の技法」は県選択無形民俗文化財として昭和

47年に選択され、「信州打刃物」は国の伝統的工芸品として昭和57年に指定されております。

続きまして、長野県無形民俗文化財の指定を諮問する「犀川神社の杜煙火」をご説明申し上げます。資料の52、53ページをご覧ください。54ページには位置図がございますのでご参照ください。「名称」、「所在地」等は記載のとおりでございます。

「概況と特色」ですが、長野市安茂里の犀川神社の杜煙火は、9月21日の秋季例大祭の宵宮祭で獅子舞とともに奉納される煙火であり、毎年この日は多くの参詣者で犀川神社が賑わいます。江戸時代後期の文政7年（1824年）、犀川神社に社号を変更する際に、竹筒煙火の奉納があったことが記録に残されております。夜9時に神社裏山で奉納の打ち上げ花火が上がると奉納開始の合図で、額火、噴水、車火、白滝、清滝など十二の演目が、江戸期の順序とほぼ変わらないままに演じられ、花火の途中には三番叟などの獅子舞奉納も挟み、1時間ほどの競演となります。

かつては安茂里地区の各家の長男が、花火方又は獅子方に入ることを義務付けられて、その技術が伝承されてきましたが、現在は、杜煙火保存会が中心となり後継者の育成や技術の伝承に努めています。

「諮問理由」でございますが、県無形民俗文化財に指定されている「清内路の手作り花火」同様に、江戸時代から今日まで受け継がれている手作り煙火であり貴重でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○井原会長

以上5件が新たに諮問されました。

まず、「小菅神社護摩堂、講堂、仁王門」につきまして、ご発言をお願いします。部会の方で議論がありましたので、部会長からお願いします。

○土本委員

この3つは、文化的景観の選定範囲内にある建造物ですが、文化的景観の価値付けとは異なる、資料の55ページの「長野県宝の指定基準」に則ってということで、「(7)建造物」、「(8)他の有形文化財と一体となって価値を有するもの」がありまして、前回、前々回の部会では、一体というより建造物に対象を移してということですので、建造物の基準の（ア）から（オ）をもう少ししっかり列記して書かないといけないということがあるとともに、その他にも小菅の里の建物で、加耶吉利堂、菩提院、里宮など、もう少し諮問からは少し訂正があるであろうということを部会で議論してきました。

○井原会長

続きまして、「信濃町の野鍛冶住宅及び野鍛冶資料」の提案理由につきましてご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○松崎委員

まず、「概況と特色」のところですが、信州打刃物なる名称は近年になってからのものですので、「信州打刃物は、戦国時代にその技術が伝えられ、」とありますが、「鍛冶の技術は、戦国時代に伝えられたとされ、」くらいがよろしいかと思えます。同じように「諮問理由」の「信州打刃物の鎌として」はとっていただいた方がよろしいかと思えます。

○井原会長

ありがとうございます。続きまして、「犀川神社の杜煙火」につきまして、ご発言をお願いします。

○井原会長

よろしいでしょうか。では、それぞれの部会で調査等をよろしく願います。

8 その他

○井原会長

それでは、「その他」ということで、委員各位からございましたらご発言をお願いします。

○井原会長

よろしいですか。では、以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆さまのご協力に対して感謝を申し上げます。ありがとうございます。では、事務局の方へお返しいたします。

9 答 申

○小池課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。

それでは、ここで井原会長から答申をお願いいたします。

○井原会長

【答申書手交】

県宝に指定することが適当である旨を答申いたします。

六地藏石幢、木造阿弥陀如来坐像、木造馬頭観音菩薩坐像

以上3件、よろしく願います。

《井原会長から伊藤教育長に答申書の手交》

10 教育長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

それでは、長野県教育委員会伊藤学司教育長からごあいさつを申し上げます。

○伊藤教育長

長野県教育委員会教育長の伊藤でございます。

本日は、大変ご多忙のところ、本審議会にご出席を賜り、また午前中からの大変長時間にわたる熱心なるご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、委員の皆様には、日ごろから本県の文化財保護行政に関しまして、様々な機会にご指導・ご助言を賜るとともに、指定候補物件の現地調査等でも多大なるご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。

ただいま会長から答申をいただきました「六地藏石幢」、「木造阿弥陀如来坐像」、「木造馬頭観音菩薩坐像」につきましては、今後指定の手続きを速やかに進め、今後、県指定文化財として適切に保存されるよう努めてまいりたいと思っております。

また、前回の審議会において答申をいただいた、阿智村の「安布知神社本殿及び拝殿」並びに佐久市の「絹本著色愛染明王像」につきましては、昨年9月に県宝指定をいたしました。安布知神社では昨年12月に地元住民らによる記念事業が催され、内殿の特別披露なども行われました。また、昨年11月に実施いたしました「信州遺産体感バスツアー」では、絹本著色愛染明王像を所蔵する佐久市福王寺を観覧するなど、指定文化財の活用の方にも取り組んでいるところでございます。

来年度も委員の皆様のご協力をいただきながら文化財の指定を着実に進めるとともに、「諏訪神社境内」の国史跡指定に向けた計画書の作成など、懸案となっております諸課題等におきましても、引き続きお力をお貸しいただくことがあろうかと思っておりますので、引き続き、格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私も3年間、長野県の教育長を務めておりますが、本県の文化財の素晴らしさというものを実感しているところでございます。信州教育の基礎となった開智学校や旧中込学校などの教育遺産群、縄文王国の名にふさわしい数々の縄文遺産群、住民の不断の努力で残されてきました妻籠宿や海野宿などの伝統的建造物群、人々の営みが生んだ姨捨の棚田や小菅の里などの文化的景観、さらには、南信州ほか県下各地の誇りとして残っている伝統芸能など、こうした貴重な信州遺産が次の世代、さらに

その先の後世まで末永く継承されるよう、それぞれのお立場からまたご指導いただきまして、ご尽力を賜ればと思っている次第でございます。

最後になりますが、委員の皆様方のこれまでのご尽力に改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、皆様方の今後益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げますとともに、県の教育委員会としても先ほど申しましたような素晴らしい長野県の宝というものをしっかりと後世に残していく、伝えて行く、次の世代にもその価値をしっかりと認識してもらう教育にも力を入れてまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導の程をよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

11 閉会

○小池課長補佐兼文化財係長

以上をもちまして、平成27年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成28年 2月16日

議事録署名委員 松 崎 憲 三

議事録署名委員 吉 村 稔 子